

よしみまち 地域商品券事業

次のお支払いには、
使えません。



✕ 国や地方公共団体に対する支払い

税金・水道料金等

地方自治法では、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けており、よしみまち地域商品券はこれに当たらないからです。

✕ 換金性の高いものの購入

電子マネー・商品券・ビール券・切手・印紙
プリペイドカード等

✕ たばこ

「たばこ」は法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため、購入対象に含めることができません。

その他取扱登録店の事業上の取引等、店舗ごとに商品券を使用できない商品があります。

詳しくは「よしみまち地域商品券事業約款」をご覧ください。



【よしみまち地域商品券事業についての問合せ先】

吉見町 総合政策課 政策推進係 よしみまち地域商品券事業担当

TEL 0493-54-5026